平成 25 年 5 月 28 日

各　　位

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目２番８号
株式会社アイフリークホールディングス
代表取締役会長兼社長　　永田　　万里子
（コード番号：３８４５　大証 JASDAQ）
問い合わせ先　管理担当取締役　　橋　本　　裕
電　話　番　号　　０９２－４７１－５２１１（代　表）
U　　R　　L　　http：//www.i-freek.co.jp/

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 28 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用を決議しましたので、お知らせいたします。

また、同取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 25 年 6 月 27 日に開催予定の第 13 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、株式の分割の実施及び単元株制度の採用については、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 13 期定時株主総会における定款変更案の承認を条件としています。

１．株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

① 平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、１株を 100 株に分割するとともに、１単元の株式数を 100 株とする単元株制度の採用を行います。

なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

② 当社及び子会社の事業内容の拡大及び多様化に伴い、定款の一部変更を行います。

２．株式の分割

（1）分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を１株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

（2）分割により増加する株式数

平成 25 年 9 月 30 日最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数とします。平成 25 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

① 株式の分割前の発行済株式総数　　10 万 1,966 株(平成 25 年 3 月 31 日現在)
② 株式の分割により増加する株式数　1,009 万 4,634 株
③ 株式の分割後の発行済株式総数　　1,019 万 6,600 株
④ 株式の分割後の発行可能株式総数　3,633 万 6,000 株

（注）上記発行済株式総数は、新株予約権の行使等により増加する可能性があります。

（3）分割の日程

① 基準日公告日　平成 25 年 9 月 13 日（金）

② 基準日　　平成 25 年 9 月 30 日（月）

③ 効力発生日　　平成 25 年 10 月 1 日（火）

（4）資本金の額の変更

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

（5）新株予約権行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の 1 株当たりの行使価額を平成 25 年 10 月１日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第 1 回新株予約権	1,363 円	14 円
第 3 回新株予約権	1,363 円	14 円
第 5 回新株予約権	8,875 円	89 円
第 9 回新株予約権	1 円	1 円
第 10 回新株予約権	14,000 円	140 円

３．単元株制度の採用

（1）新設する単元株式の数

「２．株式の分割」の効力発生日である平成 25 年 10 月 1 日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

（2）新設の日程

効力発生日　　平成 25 年 10 月 1 日（火）

（参考）平成 25 年 9 月 26 日をもって、証券取引所における売買単位も１株から 100 株に変更されます。

４．定款の一部変更

（1）変更の理由

①当社及び子会社の事業内容の拡大及び多様化に伴い、現行定款第２条（目的）に目的事項の追加を行うものであります。

②平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、１株を 100 株に分割するとともに、１単元の株式数を 100 株とする単元制度の採用を行います。これに伴い、会社法第 184 条第２項及び第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 10 月１日（火）をもって当社定款の一部変更をお願いするものであります。

ⅰ 発行可能株式総数を株式の分割に応じて増加させるため、現行定款第５条(発行可能株式総数）を変更致します。

ⅱ 株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式を 100 株とするため、第６条（単元株式数）を新設致します。

ⅲ 議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第７条（単元未満株式についての権利）を新設致します。

ⅳ 第５条の変更、第６条及び第７条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則に経過措置の定めを新設致します。

（2）変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

（3）日程

定款変更のための定時株主総会開催日（予定） 平成 25 年 6 月 27 日（木）

定款変更の効力発生日　平成 25 年 10 月 1 日（火）

以　上

（別紙）

定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第１条　（条文省略）	（現行どおり）
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。	（現行どおり）
１．インターネットを利用した情報の管理、処理、提供、通信販売業務の各サービスおよび仲介ならびに代金決済システムの導入代行業務	（現行どおり）
２．携帯電話を含む情報端末を利用した情報処理、情報提供、通信販売業務	２．　携帯電話を含む情報端末を利用した情報処理、情報提供、通信販売業務<u>および電気通信事業法に基づく第二種電気通信事業</u>
３～28　（条文省略）	３～28　（現行どおり）
第３条～第４条　（条文省略）	第３条～第４条　（現行どおり）
（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式の総数は、<u>３６万３，３６０株</u>とする。	（発行可能株式総数） 第５条　当会社の発行可能株式の総数は、<u>３，６３３万６，０００株</u>とする。
（新設）	<u>（単元株式数） 第６条　当会社の単元株式数は、１００株とする。</u>
（新設）	<u>（単元未満株式についての権利） 第７条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。 （１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第<u>６</u>条から第<u>48</u>条まで　（条文省略）	第<u>８</u>条から第<u>50</u>条まで　（現行どおり）

（新設）	附　則 （経過措置） 第１条　第５条の変更、第６条および第７条の新設ならびにこれにともなう条数の繰下げは、平成 25 年 10 月１日をもってその効力を生じるものとし、本附則は効力発生日をもって削除する。